

助成金申請書類作成の手引き

令和6年度

EVバス・EVトラック導入促進事業

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0817

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階

ホームページ：https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev_bus-2

【受付時間】

月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

9：00～17：00（12時～13時を除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

助成金を申請される皆様へ	1
1 事業概要	2
1.1 目的	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 スケジュールフロー	3
2 助成内容	4
2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）	4
2.2 助成対象車両の要件（交付要綱第4条参照）	4
2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）	5
2.4 車両の助成金額（交付要綱第6条参照）	6
2.5 充電設備に係る上乗せ助成の申請（交付要綱第6条参照）	7
2.6 リース契約	8
3 交付申請	9
3.1 申請手続き（交付要綱第7条及び第8条参照）	9
3.2 申請方法	9
3.3 申請にあたっての留意事項	10
3.4 計画の変更等	10
3.5 交付申請時の提出書類一覧	11
4 実績報告の提出及び交付請求	12
4.1 実績報告の提出（交付要綱第15条参照）	12
4.2 助成金の交付請求等（交付要綱第17条参照）	12
5 変更・処分	14
5.1 軽微な変更	14
5.2 処分の制限（交付要綱第23条参照）	14
6 その他	16
6.1 申請の撤回（交付要綱第10条参照）	16
6.2 債権譲渡について（交付要綱第13条参照）	16
6.3 交付決定の取消し（交付要綱第18条参照）	16
6.4 助成事業の経理（交付要綱第24条）	17

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

EVバス・EVトラック導入促進事業に係る助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、助成金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- 2 助成金で取得した助成対象車両を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、または担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象車両の管理状況について調査することがあります。
- 3 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
- 4 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

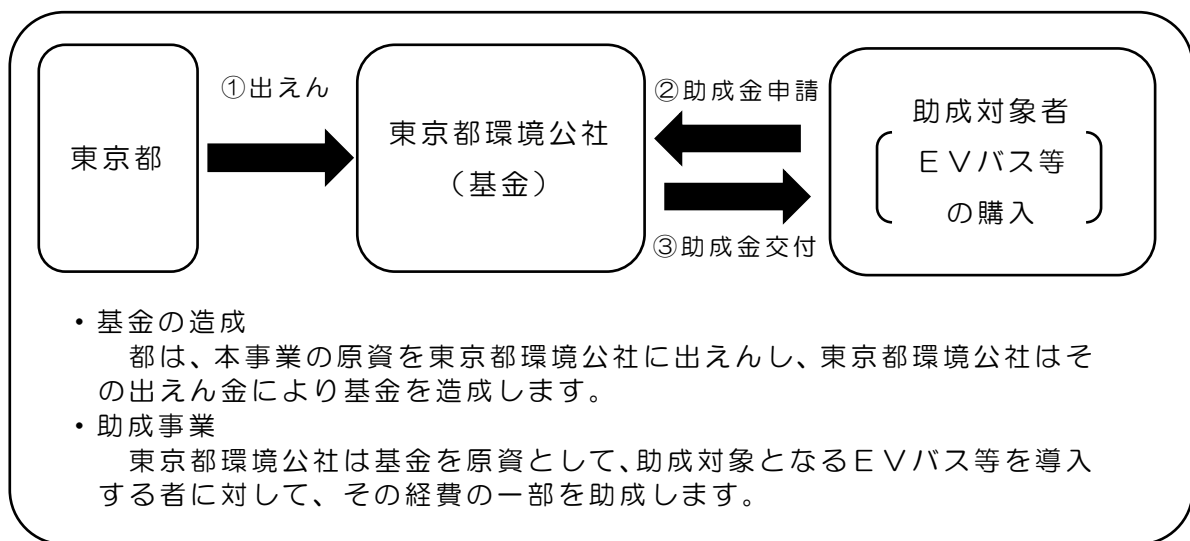
公益財団法人 東京都環境公社

1 事業概要

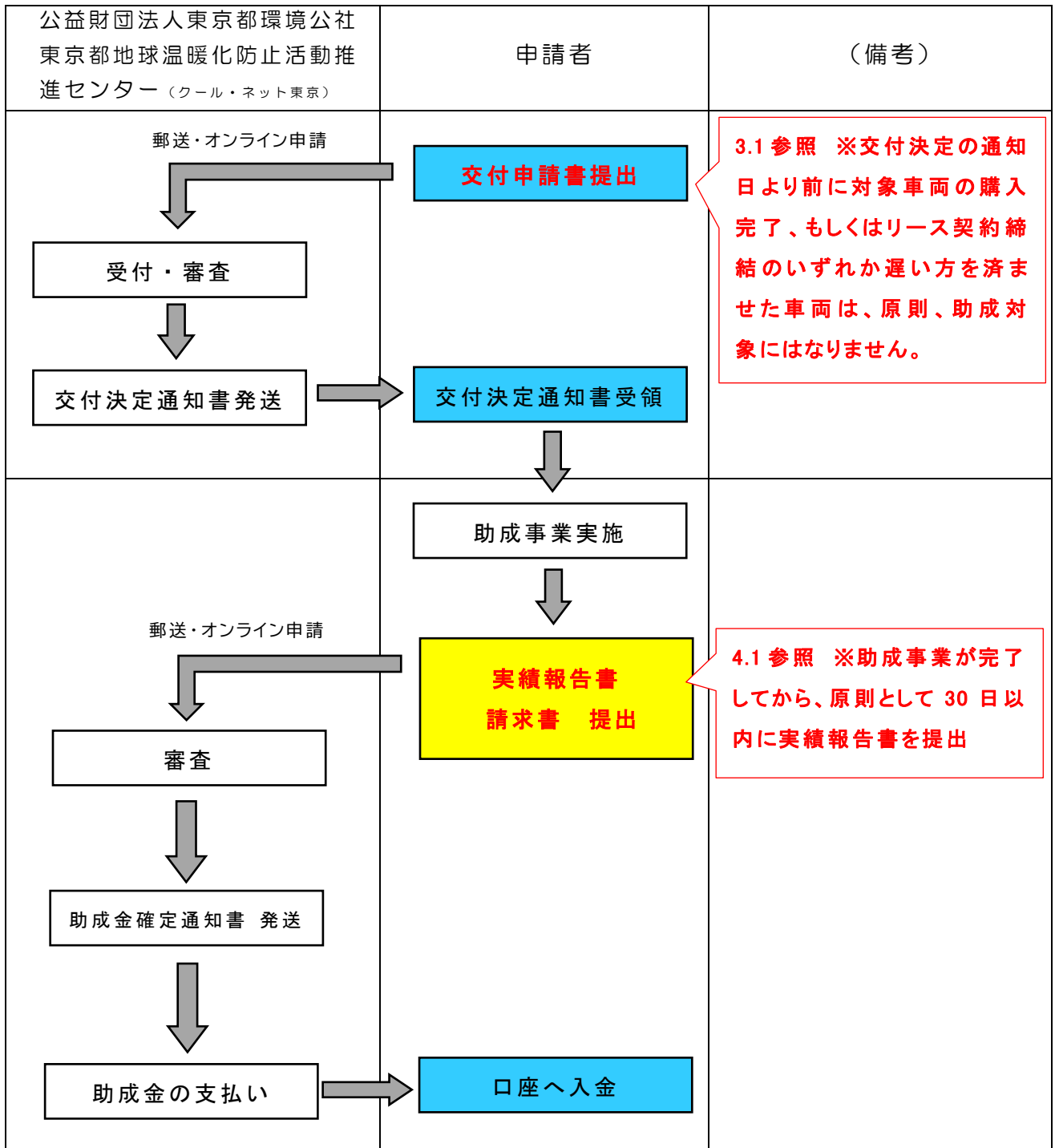
1.1 目的

EVバス・EVトラック導入促進事業（以下「本事業」という。）は、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図るため、公益財団法人東京都環境公社が、EVバス、PHEVバス、EVトラック及びPHEVトラック（以下、「EVバス等」とする。）を導入する者に対し、その経費の一部を助成するものです。

1.2 事業スキーム



1.3 スケジュールフロー



※「助成事業の完了」・・・①助成対象車両の支払い、②国補助併用の場合は国の額確定通知書に記載の確定日、③リース契約の場合はリースの契約の最も遅い日

※助成金の交付申請から交付決定送付、実績報告から額確定通知送付まではおよそ2か月ほどかかります。余裕を持ったスケジュールで申請してください。

2 助成内容

2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）

①	旅客自動車運送事業 ^{※1} の用に供する旅客自動車運送事業者
②	①以外の事業の用に供する者（国、東京都及び個人を除く）
③	地方公共団体（東京都内の区市町村）
④	上記①から③と本助成金の交付対象となる助成対象車両をリース契約したリース事業者 ^{※2}

※1. 一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業

※2. 経済産業省「グリーンイノベーション基金事業」（以下「GI基金」という。）を併給する場合は貸与先からの申請も可能（ただし、GI基金の交付決定を受けた事業者との共同申請が必要）。

ただし、以下に該当する者は除きます。

- ・ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・ 税金の滞納がある者
- ・ 刑事上の処分を受けている者
- ・ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切でない者

2.2 助成対象車両の要件（交付要綱第4条参照）

（1）令和6年4月1日以降に申請した助成対象車両

助成対象車両は、次の全ての要件も満たすものとします。

- 環境省の下記の補助金（以下、「環境省補助」という。）の補助事業者が公表したEVバス・PHEVバス・EVトラック・PHEVトラックであること。
 - ・ EVバス・PHEVバス（乗車定員11人以上のもの）
「令和5年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス）」参照：https://www.ataj.or.jp/index_taxibus.html
 - ・ EVトラック・PHEVトラック（車両総重量が2.5t超のもの）
「令和5年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（トラック）」参照：<https://www.levo.or.jp/subsidy/hoseiyosan/>
- 初度登録日が令和6年2月1日から令和9年9月30日までの間であること。
- 自動車検査証における使用の本拠の位置が東京都内にあること。

- 下記表の自動車検証の記載要件を満たすこと。

自動車検査証の記載事項	通常の購入の場合	助成対象者がリース事業者の場合	割賦販売で購入する場合
所有者の氏名又は名称	助成対象者と同一名義	リース事業者	自動車販売業者又はローン会社等
使用者の氏名又は名称	助成対象者と同一名義	リース使用者	助成対象者と同一名義

<その他助成対象とならない車両要件>

- ・ 中古の車両
- ・ 助成対象者が車両販売業者であって当該車両販売業者が関係会社から調達したもの
- ・ 助成対象者(助成対象車がリース事業者の場合は助成対象車両の借主)の自社製品及び助成対象者が役員として所属する法人の製品
- ・ 都の他の同種の補助金又は助成金の交付を重複して受けるもの

※ただし「東京都持続可能な地域公共交通実現に向けた事業費補助金」は併用可

(2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに申請した助成対象車両

要件については、全て令和5年度のものとなります。詳しくは、令和5年度版の「助成金申請書類作成の手引き」をご確認ください。(以下の要件についても同様です)

2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）

助成対象経費 = 車両本体の購入費 + 後付けの給電機能の装備費用

- ※ オプション等の諸費用、消費税及び地方消費税については助成の対象になりません。
- ※ 本体価格の値引きがある場合は、値引き後の本体価格を助成対象経費とします。
- ※ 「3.1 申請手続き」にある、交付決定の通知日より前に車両の購入代金の支払い、もしくはリース契約締結のいずれか遅い方を済ませた車両は、助成対象にはなりません。
- ※ 上記の例外として、令和6年2月1日から同年4月25日までに契約したもので、6月30日までに交付の申請を行ったものについては、交付決定前の契約でも助成対象経費に含まれるものとします(以下「遡及対応」)。
- ※ 助成対象経費の中に助成対象者の自社製品の調達分または助成対象者に関係する者からの調達分がある場合は、利益等排除を行った経費を助成対象経費とします。上記に該当する場合は、お問合せください。

2.4 車両の助成金額（交付要綱第6条参照）

① 助成金額＝環境省補助^{※1}基準額× $\frac{3}{2}$ ＋ 後付けの給電機能の装備費用

（ただし上限3,500万円）

（注）PHEVトラックについては算出式が異なります。

（①式において、環境省補助基準額に2を乗じたものになります）

② ①-国の補助金の額（国補助併用の場合^{※2}）

③ ②を千円未満切捨

④ グリーン経営認証、もしくはISO14001の認証のいずれかを
取得している場合、助成対象車両1台につき50万円を加算
（認証取得の住所と車両の使用の本拠の位置が一致している必要あり）

※1 前ページ「2.2 助成対象車両の要件」を参照

①に記載の補助基準額については、令和5年度補正予算の補助規定を参照します。

※2 国補助を申請できる場合、原則として国補助を併用してください。交付申請時に国補助の内定通知・交付決定通知等がない場合は、実績報告時に国補助の額の確定通知をご提出ください。

※3 交付決定時は、国補助額を考慮せずに交付決定をいたします。国補助額分を差し引かずに申請し、実績報告時に国補助額を申告して下さい。

※4 国補助は、環境省補助に限らず、全ての国補助を指します。

※5 国補助の助成対象経費及び補助額において、助成対象車両以外のものが含まれる等、車両1台当たりの補助額が判明しない場合には、車両1台当たりの国補助額を別途算定し、都補助額を算定します。

2.5 充電設備に係る上乗せ助成の申請（交付要綱第6条参照）

充電設備を新たに導入する場合の要件について

（車両登録日が令和6年4月1日以降の場合のみ）

充電設備・V2H・V2B 充放電設備（以下設備という。）を導入する場合、以下の場合において、設備1口につき助成対象車両1台について最大10万円を別途申し込むことが可能です。こちらは本EVバス・EVトラックの助成金申請とは別に申請を受付します。またオンラインフォームについては、本手引き・HP等で近日公開予定です。

・クール・ネット東京が実施する公共用充電設備若しくは充放電設備設置を含む助成事業（以下「該当事業」という。）に令和6年4月1日以降に申請していること。

⇒ 令和6年度よりクール・ネット東京が実施する設備に係る助成事業は以下の通り。
（令和6年4月～）

公共用充電設備事業	V2H・V2B 充放電設備
・充電設備普及促進事業	・充電設備普及促進事業 ・ビル等への充放電設備（V2B）導入促進事業 ・戸建住宅におけるV2H普及促進事業 ・東京ゼロエミ住宅導入促進事業

・該当事業の申請者と、車検証上の車両の使用者が一致すること又は同一の生計の関係等にあること。リースの場合は、充電設備の上乗せ助成については、設備を導入した貸与先（車両使用者）から申請すること。

・充放電設備の設置場所にあつては、助成対象車両における自動車検査証上の使用の本拠の位置若しくは自動車保管場所証明書（車庫証明書）若しくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置に設置されていること。

※助成対象車両の導入に合わせて充放電設備又は公共用充電設備を導入する場合は、交付申請時に充電設備申請を「有」として申請してください。申請時に「有」を選択しなければ、設備による上乗せ助成申請は出来ません。また交付決定後の変更も受付できませんのでご注意の上、ご申請ください。

設置する充電設備	設備の種類(例)	申請可能額
充放電設備	V2B	10万円
公共用充電設備	普通充電設備	5万円
	急速充電設備	10万円

2.6 リース契約

リース事業者が助成対象車両を購入する場合は、以下の点にご注意ください。

- 申請者及び助成金の支払先は、**リース事業者**です。
- 助成対象車両の購入代金の支払及びリース契約は、いずれか遅いほうが交付決定の通知日以降に行われるようにしてください。
- リース使用者（貸与先）に助成金の利益が還元されるよう、月額または年額のリース料金から助成金相当分を減額する必要があります。ここでいう助成金には、本事業以外のもの（その他の助成金）で、本助成金と同様にリース料金からの減額が条件となっているものも含まれます。リース料金減額の証明として「貸与料金の算定根拠明細書（交付申請時）」を提出してください。
- ただし、助成対象者について、GI基金による助成金を併給する貸与先（2.1 助成対象者の※2）となる場合は、リース料金に助成金相当額分の値下がりが反映されていないことが必要となります。

3 交付申請

3.1 申請手続き（交付要綱第7条及び第8条参照）

本事業による助成金の交付申請を行う際は、助成金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）及びその他の必要な書類（「3.5 交付申請時の提出書類一覧」参照）をとりまとめた上で、受付期限までにオンライン申請又は郵送により提出してください。

◇令和6年度交付申請受付期限

令和7年3月31日（月曜日）17:00 必着

- ※ 交付申請の受付後に、書類審査等により本助成金の交付または不交付を決定し、同決定内容を申請者に通知します（交付要綱第8条参照）。当該通知書に記載の助成金額が上限となり、交付決定後の増額は認めていません。
- ※ 申請額が予算額に到達した場合は、その時点で交付申請の受付を終了します。

3.2 申請方法

【オンライン申請の場合】

- ・ 下記ページの「オンライン申請ガイド」より申請に進んでください。

<オンライン申請ページ・申請様式のダウンロードページ>

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev_bus-2

【郵送の場合】

- ・ 申請様式は A4 の用紙に片面印刷でお願いいたします。
- ・ 到着に関するトラブルを避けるため、レターパック、特定記録等の追跡可能な方法をご利用ください。
- ・ 複数の申請書を同時に郵送する場合は、1通の封筒にまとめても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1申請書ごとに書類を分けて入れてください。
- ・ 封筒の表に、「EVバス・EVトラック助成金 申請書類在中」と赤字で記入またはマーカー等でわかりやすく表記してください。

◇申請書の送付先

【郵送の場合】

〒163-0817 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル 17階
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
モビリティチーム 宛

3.3 申請にあたっての留意事項

【記入方法等】

- ・ 郵送の場合、鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色または青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- ・ 郵送の場合、申請者名及び金額の訂正は、二重線見え消しをお願いします。それ以外の訂正は、訂正内容がわかれば、特に方法の指定はありません。

【リース契約等】

- ・ リース期間については、導入した助成対象車両を処分制限期間（「5.2 処分の制限」を参照）以上の契約期間とした契約を行ってください。
- ・ リース事業者等が保有する助成対象車両を契約終了後にリースサービス等を受けていた貸与先に譲渡する契約も認めます。この場合、所有権移動後も、助成対象車両を助成金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとします。

【その他】

- ・ 審査の過程で、現地確認・調査を行うことがあります。
- ・ 審査に係る審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- ・ 提出していただいた書類の返却はしません。申請書類一式のコピーまたは電子ファイルを控えとして保管してください。
- ・ 交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・ 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には審査対象から除外させていただきます。
- ・ 交付決定に当たり付される条件については、内容を必ずご確認の上、順守してください（交付要綱第9条参照）。

3.4 計画の変更等

- ・ 交付決定を受けてから実績報告書（「4 実績報告の提出及び交付請求」を参照）を提出するまでの期間に、助成事業内容の変更または助成対象経費内訳の変更が生じた場合には、予め助成事業計画変更申請書（第7号様式）の提出をしてください（交付要綱第11条参照）。
- ・ 交付決定を受けてから実績報告書（「4 実績報告の提出及び交付請求」を参照）を提出するまでの期間に、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第9号様式）を提出してください（交付要綱第14条参照）。

3.5 交付申請時の提出書類一覧

必要書類		備考
1	助成金交付に係る申請書（第1号様式） ※オンライン申請の場合は提出不要	
2	誓約書（第2号様式） ※リース事業者の場合、貸与先の誓約書も合わせて必要 ※オンライン申請の場合は利用規約への同意により代替	
3	助成対象者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） ※リース事業者の場合、貸与先の登記事項証明書も合わせて必要 ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。 ※地方公共団体の場合は不要	原本 又は 写し
4	見積書 ※車名・グレード・型式等実施要綱第4 2に定める車両であることが確認でき、車両本体価格、値引き額等の明細が明記されているもの ※後付けで給電機能を装備する場合、車両本体価格と給電機能の装備に要する金額等の内訳が明記されているもの	写し
5	助成対象車両の性能が分かる仕様書、カタログ等 ※後付けで給電機能を装備する場合、当該給電機能の性能が分かる仕様書、カタログ等	写し
6	申請者（リース事業者の場合は貸与先）の一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可書 ※旅客自動車運送事業者として申請する場合のみ必要 ※申請者が地方公共団体かつ許可書を保有していない場合、一般乗合旅客自動車運送事業者との契約書等	写し
7	リース見積書 ※リース事業者の場合のみ必要 ※GI 基金による助成金を併給するリース契約の場合には、リース先（「自動車検査証」上の使用者）の提出が必要	写し
8	貸与料金の算定根拠明細書 ※リース事業者の場合のみ必要 ※国の助成金額が決定通知等で示されている場合には、それを反映させて作成すること。 ※GI 基金による助成金を併給するリース契約の場合には、リース先（「自動車検査証」上の使用者）の提出が必要	
9	国補助等の「交付決定通知書」又は「交付決定通知書兼交付額確定通知書」 ※国補助等を併給する場合で、すでに通知されている場合に提出 ※申請様式（若しくはオンラインフォーム）にて国補助の額を記載すること ※GI 基金による助成金を併給する場合には、交付決定の通知を受けた事業者が提出すること ※国補助を併用しない場合、国補助等未申請理由申告書(第3号様式)が必要	
10	グリーン経営認証または ISO14001 認証を取得している又は、認証申請をしていることがわかる書類 ※実施要綱第4 4（4）イに定める増額申請を行う場合のみ必要	
11	共同申請者間で取り交わされた業務委託契約書等の書類（申請時に提出不可の場合は、実績報告時に提出すること） ※GI 基金による助成金を併給する場合に提出 ※共同申請者間における助成対象車両の導入経費の負担（助成金の受け渡し等）について証明するもの	
12	その他公社が必要と認める書類	

(充放電設備又は公共用充電設備の導入による助成額の実績報告)

1	助成金交付実績報告書(第1号様式その3)
2	公社が実施する充電設備及び充放電設備導入に係る事業の額確定通知書 (令和6年度に交付申請を行ったもの)
3	助成金交付額確定通知書(第10号様式)
4	その他公社が必要と認める書類

4 実績報告の提出及び交付請求

4.1 実績報告の提出(交付要綱第15条参照)

申請者は、助成事業の完了後(①助成対象車両の支払い、②国補助併用の場合は国の額確定通知書受領、③リース契約の場合はリースの契約の最も遅い日)から30日を経過する日又は令和9年10月29日(金)のいずれか早い日までに実績報告書(第10号様式)及び「4.3 実績報告時の提出書類一覧」に示した書類をオンライン申請又は郵送により提出してください。

- ※ 申請時において、助成対象車両について既に購入済又は契約済の場合(2.3に記載の「遡及対応」の適用がある場合に限る)の実績報告の提出については、交付決定通知を受けた日または助成事業完了後のいずれか遅い日から30日以内に提出してください。
- ※ 実績報告書の受付後、書類審査等により交付すべき本助成金の額を確定し、申請者に通知します(交付要綱第16条参照)。

◇実績報告の送付先(令和6年4月時点)

【郵送の場合】

〒163-0817 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階
東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)
モビリティチーム 宛

※封筒の表に、「EVバス・EVトラック助成金 申請書類在中」と赤字で記入またはマーカー等でわかりやすく表記してください。

4.2 助成金の交付請求等(交付要綱第17条参照)

申請者は、実績報告申請時に、添付書類として助成金交付請求書(第12号様式)を提出してください。その際、請求額は実績報告書の額と同額としてください。

※助成金交付請求書には、通帳の写しなど口座の確認が出来る書類も添付してください。

4.3 実績報告時の提出書類一覧

必要書類	備考	
1	実績報告書（第10号様式）	
2	購入車両の代金に係る請求書 ※購入車両の登録番号又は車台番号及び車名・グレード・型式等実施要綱第4-2に定める車両であることが確認できる内容が記載されていること ※後付けで給電機能を装備する場合、車両本体価格と給電機能の装備に要する金額等の内訳が明記されているもの	写し
3	購入車両の代金の支払いを証する書類（領収証等） ※販売会社等の印があるものに限る。 ※購入車両の登録番号又は車台番号及び車名・グレード・型式等実施要綱第4-2に定める車両であることが確認できる内容が記載されていること	写し
4	購入車両の自動車検査証 ※電子車検証の場合、 自動車検査証記録事項 を提出	写し
5	購入車両の写真 ※購入車両の登録番号（ナンバープレート）が確認できる前からの写真及び横からの写真。不鮮明なものは不可	
6	購入車両に係るリース契約書 ※リース事業者の場合のみ必要（リース料金に助成金相当額分の値下がり反映されているもの） ※GI基金による助成金を併給するリース契約の場合には、リース先（「自動車検査証」上の使用者）の提出が必要（リース料金に助成金相当額分の値下がり反映されていないもの）	写し
7	貸与料金の算定根拠明細書 ※リース事業者の場合のみ必要 ※GI基金による助成金を併給するリース契約の場合には、リース先（「自動車検査証」上の使用者）の提出が必要	写し
8	国補助等の「交付額確定通知書」又は「交付決定通知書兼交付額確定通知書」 ※国補助等を併給する場合のみ必要 ※「交付額確定通知書」が存在しない国補助（GI基金を含む）の場合は「交付決定通知書」またはそれに類する書類を提出すること ※国補助を併用しない場合、国補助等未申請理由申告書（第3号様式）を提出すること	写し
9	グリーン経営認証またはISO14001認証を取得していることがわかる認定書等 ※実施要綱第4-4（4）イに定める増額申請を行う場合のみ必要 ※認定書等に記載の住所が、自動車検査証上の使用の本拠の位置若しくは自動車保管場所証明書（車庫証明書）若しくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置と一致すること ※実績報告時点で有効期限内であること	
10	助成金請求書（第12号様式）	
11	振込先口座が確認できる書類（通帳等）	写し
12	その他会社が必要と認める書類	

5 変更・処分

5.1 軽微な変更

助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更があった場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります（変更後の事後届出になります）。

①申請者の名前の変更（法人の代表者変更、社名変更など）

※合併や組織再編等による代表者変更や社名変更は処分に当たる場合があります。

②申請者の住所変更

③自動車検査証の記載情報（登録ナンバー等）の変更

④リース契約に関する変更

ただし、車検証における都内要件（「2.2 助成対象車両の要件」を参照）から外れる場合には、処分に該当します。その場合には、事前に処分の手続きをしてください（「5.2 処分の制限」を参照）。

軽微な変更に関する届出を行う場合は、以下の書類を提出してください。

- ・変更届出書（第8号様式）
- ・変更後の自動車検査証の写し
- ・その他、変更が確認できる公的書類の写し

5.2 処分の制限（交付要綱第23条参照）

（1）助成金を受領した車両には、処分の制限があります。

処分とは、以下の内容を指します。

① 助成対象車両に対する以下の行為

- ・ 本助成金の交付の目的に反する使用
- ・ 譲渡（売却・名義変更） ・ 交換 ・ 廃棄
- ・ 貸付（リース事業者を除く） ・ 担保に供すること

② 移転等により、助成対象事業で導入したEVバス等の「都内」に関する要件を満たさなくなること。

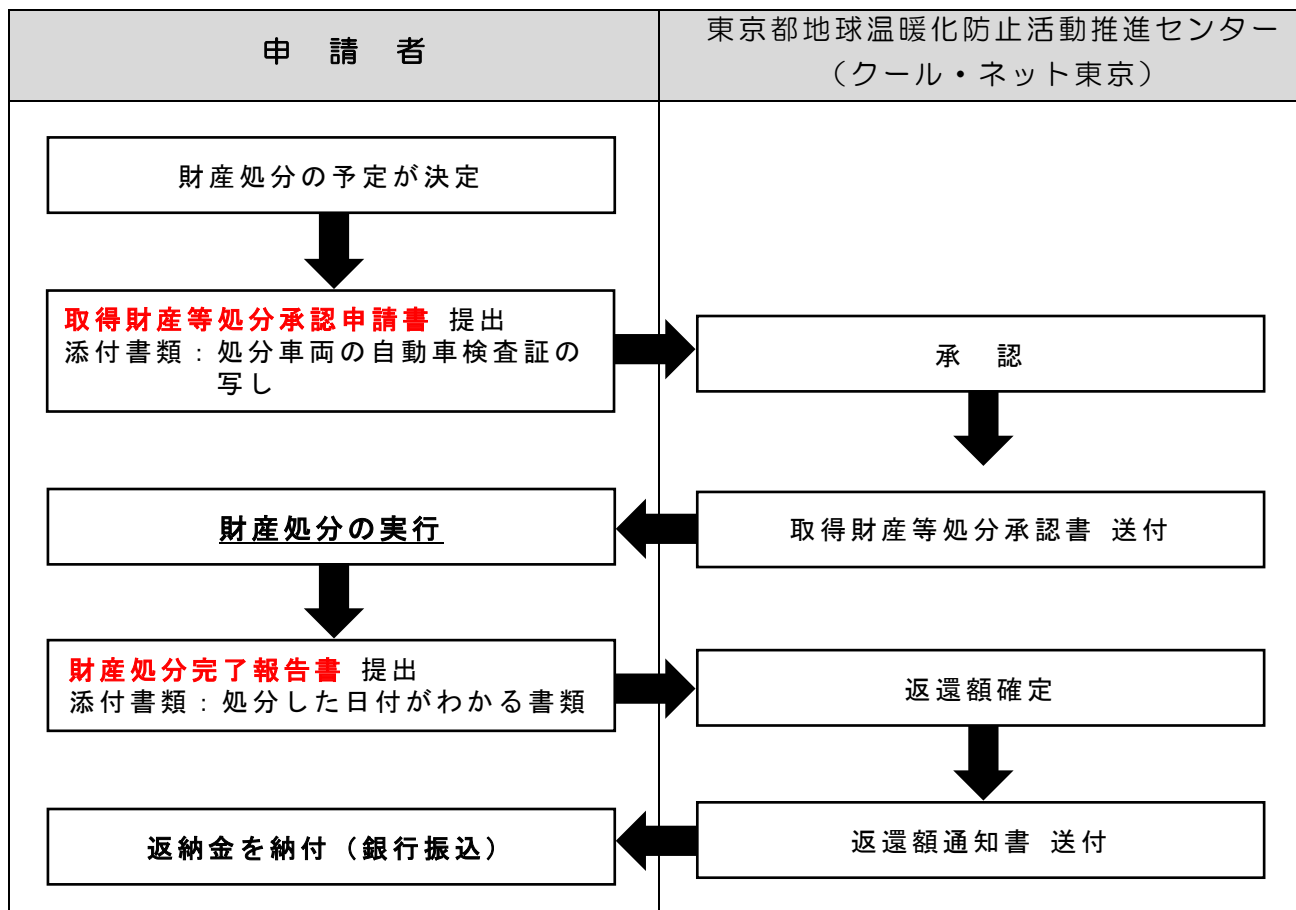
（2）本助成金には下記のとおり処分制限期間が定められています。

区分	処分制限期間 （初度登録から起算）
EVバス	法定耐用年数
EVトラック	法定耐用年数

処分制限期間内に助成金を受領した車両を処分するときは、次のフローに従い財産処分の承認申請を行ってください。

- ・ 承認申請は、オンライン申請又は郵送により行ってください。

- ・ 承認申請の提出先は、助成金申請時と同じです。
- ・ クール・ネット東京から承認通知を受領した後に処分を実行してください。
- ・ 承認申請の到着から承認通知まで一定期間かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は提出日から一定期間空けてください。
- ・ 承認前の処分や無届の処分は、交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求められる場合があります。ご注意ください。



(3) 処分制限期間内に助成金を受領した車両を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産の処分に係る返還額通知書」に基づき納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right) \text{ ※千円未満切り捨て}$$

経過期間は初度登録日から所有権移転日（売却・下取りの場合は引渡日・入庫日）までの月数で計算します。たとえば、10日に初度登録した場合、翌月

10日までは1カ月目、翌月11日からは2カ月目となります。処分制限期間も、月数で計算します。

ただし、次の場合は処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
天災等により走行不能となり抹消処分する	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体発行の罹災証明書 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの）
過失の無い事故により走行不能となり抹消処分する	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車安全運転センター発行の交通事故証明書 ・申請者の過失がゼロであることが明記されている損害賠償に関する承諾書（免責証書）、示談書等の、記名・捺印があるもの。 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの）
その他クール・ネット東京が特に認める場合	<ul style="list-style-type: none"> ・クール・ネット東京が指定する書類

6 その他

6.1 申請の撤回（交付要綱第10条参照）

被交付者は、交付要綱第8条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の内容またはこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第6号様式）をクール・ネット東京に提出し、申請の撤回をすることができます。

6.2 債権譲渡について（交付要綱第13条参照）

被交付者は、交付要綱第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部または一部を、第三者に対して譲渡をし、または承継をさせてはなりません。ただし、クール・ネット東京の承認を事前に得た場合はこの限りではありません。

6.3 交付決定の取消し（交付要綱第18条参照）

（1） 次の各号に一つでも該当すると認められる場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

- ① 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- ② 交付決定の内容または目的に反して本助成金を使用したとき。

- ③ 本事業に係るクール・ネット東京の指示に従わなかったとき。
- ④ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含みます。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- ⑤ その他、助成金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令に基づく命令に違反したとき。

(2) クール・ネット東京は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成対象者に通知を行います。

6.4 助成事業の経理（交付要綱第24条）

助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等を、クール・ネット東京が本助成金の交付決定をした日の属する会計年度の終了の日から6年間保存してください。

(参考) 関連ホームページのご案内

実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規程類について

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev_bus-2

東京都
EVバス・EVトラック導入促進事業
助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集

令和6年4月

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0817

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 17階

TEL： 03-5990-5068